



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 傷病手当金通算化期間は暦日で1.5年分（2021/12/20）

厚生労働省は来年1月1日に施行となる改正健康保険法の具体的な取扱いを示したQ&Aをまとめ、健康保険組合や全国健康保険協会などに事務連絡として通知した。傷病手当金の支給期間の通算化に当たっては、支給開始日から暦日で1年6カ月の計算を行い、支給期間を確定するとしている。通算化の対象になるのは施行日の前日の時点で支給開始から1年6カ月が経過していない傷病手当金。具体的には、令和2年7月2日以後に支給開始となった傷病手当金に改正後の規定が適用となる。

2. 転勤拒否者の懲戒解雇有効（2021/12/27）

NECの子会社で働く労働者が、転居を伴う転勤の拒否を理由に懲戒解雇されたのは違法と訴えた裁判で、大阪地方裁判所（中山誠一裁判長）は懲戒解雇を有効と判断した。労働者は持病を抱える子供がいて転居は難しいと主張したが、同地裁は子供の通院は1カ月に1回程度で、配転をしたとしても対応可能な範囲内と指摘。通常甘受すべき程度を著しく超える不利益はないとして、配転命令は権利濫用に当たらないと評価した。命令に応じない事態を放置すれば企業秩序維持に支障が出るとして、懲戒解雇も有効としている。

3. カスハラ安全配慮違反を認めず（2021/12/27）

NHKのコールセンターで働いていた労働者が、視聴者のわいせつ発言や暴言により精神的苦痛を受けたことなどを不服とした裁判で、横浜地方裁判所川崎支部（飯塚宏裁判長）は安全配慮義務違反の成立を認めず、労働者の請求を全面的に棄却した。わいせつな電話があった場合、上司に転送して良いルールになっており、心身の安全を確保していたと評価している。労働者は継続雇用拒否も争ったが、同地裁は電話対応時のルール違反が多数あり、注意・指導を聞き入れる意思がなかった。

4. テレワーク「週3日、7割以上」に奨励金（2022/1/17）

東京都は、職場におけるテレワーク推進の中心的な役割を担う「テレワーク推進リーダー」設置制度を創設した。同リーダーを選任した中小企業が「週3日・社員の7割以上」のテレワークを1カ月間実施した場合、最高25万円の奨励金を支給する。同リーダーは、オンライン研修を受講する必要がある。新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立に向けてテレワークの普及・定着を図るのが狙い。

★雇用保険法等改正案★

改正案の内容を確認してみましょう！

来年度の雇用保険制度の改正に関し厚生労働省のホームページで「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を公開しています。
大きな変更は雇用保険料率です。

雇用保険料率

2022年4月1日から9月30日までの雇用保険率については、**9.5/1,000**（うち失業等給付に係る率は2/1,000）（農林水産業・清酒製造業は**11.5/1,000**（同4/1,000）、建設業は**12.5/1,000**（同4/1,000））



2022年10月1日から2023年3月31日までの雇用保険率については**13.5/1,000**（うち失業等給付に係る率は6/1,000）（農林水産業・清酒製造業は**15.5/1,000**（同8/1,000）、建設業は**16.5/1,000**（同8/1,000））とする。

今回、年度の途中で雇用保険率が引上げになるというイレギュラーな取扱いになるかもしれません。

コロナ禍の影響で雇用保険の財政も厳しくなっているので会社、社員の負担も大きくなります。

改正法案は今後、通常国会に提出されることとなりますので、まだ決定ではありませんが、注視していきましょう。

雇用保険等の相談したい場合は、お気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第122回

休職者負担分の未回収社会保険料の回収方法は？

Q、社員に、うつ病(私傷病)で休職中の社員がいます。休職中の為に当該社員の社会保険料を会社が立て替えております。社員に、社会保険料を請求しないと社会保険料の建て替えが高額になるのが心配です。良い方法がありますか？

A、会社は、本人に変わって傷病手当金の給付を直接受領する代理人になることもできます。

傷病手当金は、本人の標準報酬日額の3分の2相当額が休業4日目より支給されます。

本人にその旨を説明してください。
従業員が事業主に受領を委任する記載欄を記入して提出すると、手当金が会社の指定口座に振り込まれます。



傷病手当金を代理受領する場合、会社が一担受領し、従業員負担分の社会保険料を控除してから、差額を本人の預金口座に振り込む場合、会社が保険料控除後に本人に振り込む際は、内訳を記した通知書を渡すとよいでしょう。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

オミクロンの感染がすごいことになっています。本当に身近に濃厚感染者になったとの声が何件も聞こえてきています。誰もが感染することが普通になっているのかもしれませんが。経済の流れを止めずに感染対策、ワクチン、治療薬で対応する方針らしいのですが、いつになったら断ち切れるのでしょうか？

しょうがないですね。今年も肅々と手洗い、うがい、マスクで頑張ってくださいませ！

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所
〒260-0853
千葉市中央区葛城 3-7-30
TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317
E-mail office.bayleaf@gmail.com
<http://www.officebayleaf.com>